

(仮)大和市文化芸術振興条例(案)

(目的)

第1条 この条例は文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

[骨子案]

文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- ・「心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現」は、文化芸術振興基本法の目的である「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現」を踏襲しました。
- ・第8次大和市総合計画では、芸術や文化活動によって、基本目標である「豊かな心を育むまち」の実現を目指すこととしています。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性、文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力及び連携するものとする。

[骨子案]

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性・創造性、文化芸術活動の多様性を尊重する。

文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する。

文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力・連携する。

- ・(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議(以下「検討会議」)での意見をもとに、「自主性」、「文化権(文化を享受する権利)」、「多様性」、「継承(と発展)」の4つの要素を盛り込みました。
- ・第1項では、文化芸術振興の前提として、一人ひとりが文化を享受する権利を持っていること、いわゆる「文化権」の存在を明示しました。
- ・第2項は、法や他自治体の条例でも必ずと言っていいほど謳(うた)っているもので、個人の自主性・創造性を尊重して表現の自由を保障すること、また、幅広い分野に及ぶ文化芸術の多様性を尊重することを定めました。
- ・第3項は、伝統的な文化芸術や文化財に限らず、先人が守り育ててきた文化芸術を後世に継承することと、新しい文化芸術を生み育てること(新たな価値を付加して発展させる意も含みます)は、どちらか一方に偏ることなく、双方をバランス良く進めていくという考え方です。総合計画でも「これまで築きあげてきた歴史と固有の文化とともに、大和の新しい文化を形づくり」と示されています。
- ・第4項は、文化芸術の振興には市民と市(市議会、執行機関)の協力、連携が欠かせませんので、両者がともに手を携えていくという考え方です。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、文化芸術の継承、創造及び発信に努めるものとする。

[骨子案]

市民は、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、文化芸術の創造及び発信に努める。

- ・第2条第4項(基本理念)で、市民と市は協力・連携することを掲げていますので、その際の役割分担を示す規定です。
- ・次条で行政の役割を定めていますが、文化芸術の振興には文化芸術活動の主役である市民が、継承、創造とともに、発信することで文化芸術を広めていくことが欠かせないという考え方です。
- ・「責務」ではなく「役割」としたのは、その言葉から受けるイメージによるところが大きいのですが、文化芸術振興基本法の審議過程でも議論があった文化芸術活動に対する「行政の不介入」を意識したものです。「責務」とすると、行政が条例によって市民の文化芸術活動に干渉しているという危惧を抱く人もいるとの配慮から、「役割」という柔らかい表現を用いました。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術の継承、創造及び発信ができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

[骨子案]

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

市は、市民が文化芸術に触れ、文化芸術の創造に関わることができるよう環境の整備を図る。

市は、文化芸術の振興を図るために文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携する。

・文化芸術振興基本法では、次のように地方公共団体の責務を規定していますので、この規定を受ける形で、市の役割を定めました。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・法でいう「地方公共団体」とは、憲法第93条で規定するとおり、執行機関だけでなく議会も含まれます。また、地方公共団体の長や議員を選挙で選ぶ住民も含まれるとも解されます。

大和市自治基本条例では、「市」を「住民、市議会及び執行機関によって構成される」と規定していますので、「地方公共団体」=「市」となり、主語は「市」にしています。

・第1項は、さまざまな施策のバランスを考慮しながら(総合的に)、計画的に文化芸術の振興に関する施策を進めること定めています。

・第2項は、市の役割として、広く「環境の整備」と規定していますが、具体的には次のようなものが該当します。

市民が文化芸術に親しむためのイベント開催や情報の提供を行うこと
ホール、ギャラリーなどをはじめ活動の場となる施設を整備すること
文化芸術活動や芸術家に対する支援を行うこと
文化財を保存し、伝統文化を継承すること

・第3項は、基本理念で定めている「市民と市の協力及び連携」とは異なり、文化芸術に関する施策を進める際の手段として規定しています。必要に応じて、芸術家、文化芸術団体、企業、国、県、他自治体などと連携して、効果的に施策を進めることを定めたものです。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

[骨子案]

市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深めるための施策を推進する。

- ・大和市の将来を担う子どもたちに、文化芸術に親しむことで豊かな人間性を育んでもらいたいという願いを込めた規定です。
- ・総合計画にも、「子どもが生き生きと育つまち」という目標を掲げていますので、この条例でも子どもに対する施策を積極的に進めることを決めました。
- ・e モニターアンケートでも、文化芸術の推進にあたっては、子どもに対する施策を進めるべきという声が圧倒的多数を占めました。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

[骨子案]

市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進する。

- ・「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。(出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月 総務省)
- ・厚木基地を抱え、インドシナ難民の定住促進センターが存在していた大和市には、現在も多くの外国人が暮らしています(人口割合で県内3位)。このため大和市民は国際化や異なる文化を肌で感じており、これは他市にはない特徴です。
- ・大和市では、以前から国際化協会を中心に多文化共生に関する施策を展開していますが、今後も国際交流や文化交流にとどまることなく、お互いの文化を認め合いながら対等の立場でともに暮らすという多文化共生社会を目指すべきと考えます。

(文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定しようとするときは、大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

[骨子案]

市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定する。

市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定しようとするときは、大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

- ・大和市文化芸術振興基本計画は、総合計画の分野別計画として位置づけられるもので、この条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠りどころとなるものです。
- ・計画には、(1)文化振興に関する基本方針、(2)環境整備に関する基本計画、(3)文化芸術活動に対する支援措置などを定める予定です。
- ・計画の策定にあたっては、さまざまな意見を聴くことと、公正で透明な手続きが必要ですので、審議会で意見を聴くことを定めたものです。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

3 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は10人以内、任期は2年とする。

[骨子案]

附属機関として大和市文化芸術振興審議会を置く。

委員数は10人以内、任期は2年とする。

- ・審議会は、(1)文化芸術振興基本計画の検討、(2)文化芸術振興施策の推進を主な役割とします。
- ・審議会は、原則公開ですが、個人情報扱う場合などは、大和市民参加推進条例の規定により非公開となる場合もあります。
- ・審議会の運営に関することは別に規則に定めます。

(顕彰)

第 9 条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

[骨子案]

なし

- ・文化芸術振興策として、今回の条例の制定にあわせ新しい顕彰制度を創設する予定です。
- ・表彰に当たっては、著名な賞の受賞などを基準にするのではなく、地域の文化芸術振興にいかに関与したかを基準にすべきと考えていますので、対象は、市民の役割に掲げた「継承、創造、発信」によって、「親しむ環境づくりに寄与したもの」としました。
- ・表彰の基準は、別に要綱等で定めます。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

[骨子案]

条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

- ・条例に定めのないことは、規則や要綱などに定めることを規定したものです。

[附則]

この条例は、平成 21 年 12 月 日 から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

[骨子案]

なし

- ・条例が適用になる施行日を定めます。ただし、第 8 条 (審議会) については、予算措置との整合をとるため、次年度からの施行としています。

